

ID: 87

担当部署: 福祉課

処分の概要	保険料の減免
例規名 根拠条項	大河原町介護保険条例 第10条第1項
例規番号	平成12年条例第5号
<p>【基準】</p> <p>第10条及び大河原町介護保険条例施行規則第15条の規定による。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号</p> <p>(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 減免を必要とする理由</p> <p>3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第15条 条例第10条に規定する介護保険料の減免の取り扱いについては、別表第2に定めるところによるものとする。</p> <p>2 条例第10条第1項各号の規定により介護保険料の減免を受けようとする者は、介護保険料減免申請書を町長に提出しなければならない。</p>	
標準処理期間	15日
備考	

設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日